

第1～3 学年学生 諸君

学生課学生係

奈良県高校生等奨学給付金(非課税又は生活保護(生業扶助) 世帯を対象)について(第3次募集)

「奈良県高校生等奨学給付金」とは、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税又は生活保護(生業扶助)世帯を対象に奈良県が支援を行う制度です。

下記支給要件に該当し、令和 5 年度未申請で、申請を希望する場合は、11 月 29 日(水)までに、学生課学生係へ申し出てください。必要書類をお渡しします。

記

1. 支給要件

令和 5 年 7 月 1 日現在、次のすべてを満たす世帯が対象となります。

1) 保護者等が奈良県内に住所を有している

2) 保護者等(親権者)全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税または生活保護(生業扶助)受給世帯であること(均等割は 1 円以上でも OK)

3) 高校生等が就学支援金制度の支給を受ける資格を有する者、高校生等学び直し支援金の補助対象となる者

2. 支給額

世帯区分	奨学給付金の額(年額) 国公立等の高等学校等
①生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 36 条の規定による生業扶助が行われている世帯	32,300 円
②保護者全員の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0 円)である世帯(①・③の場合を除く)	117,100 円
③②の世帯で、15 歳(中学生を除く)以上 23 歳未満の扶養されている兄弟がいる第 2 子以降(特別支援学校高等部に弟妹がいる場合を除く)の高校生等の世帯(①・②の場合を除く)	143,700 円

③で第1子の高校生等は②の給付額となります。

《本件担当》

〒639-1080 大和郡山市矢田町22

奈良工業高等専門学校 学生課学生係

TEL : 0743-55-6034

E-MAIL : gakusei@jimu.nara-k.ac.jp